

ウェルライフ・八王子 ペット同伴入居に関する規約

ウェルライフ株式会社

ウェルライフ・八王子へのペット同伴での入居に関する規約を次の通り定める。

第1条(目的)

ウェルハイム・八王子(以下「本件施設」という)にペット同伴で入居する者(以下「飼育者」という)及びその身元引受人は、本件施設の快適な住環境を維持する為、以下に定める事項を遵守するものとする。

また、本件施設の施設長及び職員は、同居するペットを伴侶動物(人と一緒に暮らし、お互いの命と生活を共有する動物)として、飼育者が安心して暮らすことができるように配慮するものとする。

第2条(施設長の管理)

施設長は、飼育者の管理・指導及び以下の役割を担うものとする。

- 1 ペット同伴入居希望者の申請に対する精査および希望者との詳細条件の合意形成
- 2 ペット飼育についての苦情窓口
- 3 ペット飼育における問題が発生した場合の解決に向けての調整

尚、施設長は、必要に応じて、入居者懇談会の議題とするものとする。

第3条(同居の承認)

ペット同居を希望する入居者及び身元引受人は、施設長に対し所定の書式に基づく承認申請を行うものとし、施設長の承認のあった入居者の方のみ、本件施設での飼育ができるものとする。

- 2 申請者は、承認申請に当たって本規約の内容を充分確認し、また本規約の定め以外のペット同居のための詳細条件につき、施設長と協議の上合意するものとする。

第4条(同居できるペット及び数)

同居できるペットは、犬(無理なく抱いて施設内を移動できる大きさまで)及び猫であって、他人に危害を与える可能性が小さいペットであるものとし、同居できる数は1匹までとする。

但し、相部屋は同居不可とする。

- 2 申請者及び飼育者は、毎年「狂犬病予防法」(昭和25年法律第247号)第4条で定められた口登録及び第5条で定められた予防注射が確実に行われていることを証明する書類及び獣医師による健康診断書(又は情報提供書)を施設長に提出する。

第5条(飼育者の管理)

飼育者は、「動物の愛護および管理に関する法律」「狂犬病予防法」東京都及び八王子市条例に規定する飼育者の義務を遵守し、特にペットの習性の理解、終生飼養、動物に起因する感染性の疾病についての知識の保持と予防を行い、本件施設の他の入居者に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

- 2 飼育者は、ペットを施設共用部分に連れ出す時は、ペットを抱く、専用移動BOXに入れる、またはリードを使い、ペットの行動範囲を制御できるようにする。
- 3 飼育者は、ペット同伴でのエレベーターの利用に際しては、同乗者の承認を取るものとする。
ただし、本件施設の新館では、向かって右側のエレベーターはペット同乗不可とする。
- 4 飼育者は、施設共用部分での他の入居者の安全について常日頃より気を配り、必要に応じて、しつけ用のカラーや口輪なども利用するようにする。

- 5 飼育者は、居室を常に清潔に保ち、居室外にペットの臭いを放つことのないよう努める。またペットの健康管理、疾病の予防、ノミ・ダニ等害虫発生に注意し、これらが発生した場合は直ちに駆除する。
- 6 飼育者は、ペットによる鳴き声等の騒音、悪臭が発生した場合は、施設長の指示に従うものとし、指示あるときはその指定する管理施設へペットを預けるものとする。
- 7 飼育者は、不幸なペットを増やさないという社会倫理への理解と飼育のし易さに鑑み、飼育するペットに避妊および去勢を行うものとする。
- 8 施設長は、人及び動物の福祉に鑑み、適切な飼育が行なわれるよう、飼育者に協力するものとする。また、施設内の快適な住環境が保障されない、若しくは著しい問題が起こった場合には、飼育者と協力して解決に当たるものとする。

第7条(ペットが死亡した場合)

ペットが死亡した場合、飼育者または身元引受人が自己の費用をもって直ちに火葬、埋葬を行う。施設長に代行を依頼することもできるが、費用は飼育者または身元引受人が負担するものとする。

第8条(飼育者自らの飼育が困難となった場合)

飼育者の介護度が増し、自らペットを飼育することが困難となった場合は、施設長は、施設職員をして飼育を代行するなど、伴侶動物としてできるだけ飼育者と暮らせるよう努力する。ただし、身元引受人が引取る場合はこれを拒まない。

- 2 ペットが、病気(伝染病等)等で、獣医師等により同居することが好ましくないと判断された場合、施設長は、ペットを管理施設にて飼育するなど獣医師の指示を仰ぎながら適切な対処を行う。

第9条(入居者がご逝去された場合)

飼育者がご逝去された場合は、ペットは身元引受人が責任をもって引取るものとする。

第10条(費用の負担)

飼育者は、ペット管理費として毎月金10,000円也を本件施設に支払うものとし、また飼育に関わる実費(餌、備品、消耗品等)及び医療費は、飼育者または身元引受人(飼育者ご逝去後)が負担する。但し、第8条により施設職員が飼育代行するサービスについては、原則として別途費用は発生しないものとする。

第11条(賠償責任)

ペットが原因で発生した事故・汚損・破損等は、当該ペットの飼育者または身元引受人(飼育者ご逝去後)が自己の責任において費用負担し、処理・解決するものとする。

- 2 飼育者は、ペットが施設共有部分を汚さないよう管理し、ペットが汚損・破壊させた時は、その費用全額を負担し、現状に復さなければならない。

第12条(ペット保証金)

飼育者は、ペット入居の際本件施設に対し、ペット入居にかかる費用の支払いや損害賠償等の担保のためのペット保証金として、金10万円也を預託するものとする。

- 2 本件施設は、ペット退去時に、ペット保証金から飼育者の債務を控除した残額を、飼育者に返還するものとする。尚、ペット保証金に金利は付さないものとする。

第13条(規約外の事項)

本規約に定めのない事項および解釈・運用に疑義が生じた時は、施設長は、本件施設の入居者代表及び飼育者と協議の上これを定めるものとする。